

第 4 1 号議案

足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例

足立区立郷土博物館条例（昭和 6 1 年足立区条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

別表中

「

一般	小・中学生
2 0 0 円	1 0 0 円
1 , 0 0 0 円を超えない範囲で開催ごとに教育委員会が定める額	5 0 0 円を超えない範囲で開催ごとに教育委員会が定める額

」

「

一般（高校生以上）
2 0 0 円
1 , 0 0 0 円を超えない範囲で開催ごとに教育委員会が定める額

を

」

に改める。

付 則

この条例は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

小中学生の観覧料を無料にするとともに、規定を整備する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。